

広報 とうぶこうばん

東部交番だより

令和7年
4月号

松本警察署 東部交番
電話0263-35-3110

落とし物、拾い物をしたときは、警察へ届出を！

◇ 拾い物をした場合 ◇



- 落とされた方のことを考えて、店舗などの施設内で拾った場合はその施設へ、それ以外の路上などで拾った場合は警察署、又は交番・駐在所へ届出をお願いします。

◇ 落とし物をした場合 ◇



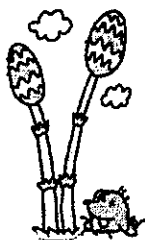
- あきらめずに警察へ届出をしてください。
落とし物の届出は、警察署又は交番・駐在所への電話でも受付ができます。
警察庁のサイトから落とし物の届出のオンライン手続や、拾い物の情報を検索することもできます。

※ 県警ホームページ内「落とし物」に、警察庁のサイトへのリンクを設置しています。

【 長野県警察ホームページアドレス <http://www.pref.nagano.lg.jp/police/> 】

- 拾い物が届けられても、落とし主からの届出がないため、返還することができない物が多数あります。

「警察官」を名のる詐欺にご注意を！！



警察官がお金を要求することは絶対にありません！！

警察官を名のるオレオレ詐欺が急増中！！
騙しのキーワードは「犯罪の容疑がある」

被害防止対策



★自宅固定電話への「特殊詐欺対策アダプタ」の設置
「国際電話不取扱の申込」、「常時留守番電話設定」を行い、犯人からの電話を受けないようにしましょう。